

国保人間ドック受診者の募集



- 受診期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日
- 実施機関 下仁田厚生病院
- 対象者
 - ①国保加入者で国保税を完納している世帯の方
 - ②保健センターで行う特定健診(集団健診)を受診しない方
 ※注意 年度内に1回です。

●費用・募集人数(予定)

区分	費用	個人負担	国保負担	募集人数
1日ドック(日帰り)	33,600円	8,400円	25,200円	125人
短期ドック(1泊2日)	61,950円	15,500円	46,450円	25人

●主な検査内容

診察(内科・眼科)、心電図、胸部レントゲン、胃カメラ、超音波、血液検査、腹囲測定など(短期ドックは、大腸ファイバー及び血糖負荷検査が加わります)。

●同意事項 国保加入者の健康維持のため、人間ドックの申込を受け付けます。

国保人間ドックを受けた方は、国保特定健診を受診したこととします。また結果によっては、保健センターで行う特定保健指導の対象となります。(別途通知)

●申し込み先 下仁田厚生病院 ☎82-3555

後期高齢者医療保険 人間ドック受診者募集

後期高齢者医療被保険者の方についても人間ドック受診者を募集します。
町の国保と同様に下仁田厚生病院限定になります。

- 受診期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日
- 実施機関 下仁田厚生病院
- 対象者
 - ①「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちで後期高齢者医療保険料を完納している方
 - ②保健センターで行う健康診査(集団健診)を受診しない方(重複受診はできません)
- 募集人員 日帰りのみ 45人(定員になり次第締め切ります)
- 自己負担額 8,400円(費用総額33,600円、助成金額25,200円)
- 申し込み先 下仁田厚生病院 ☎82-3555



国保の加入・喪失手続き

職場の健康保険の加入者およびその被扶養者、75歳以上の方、生活保護を受けている方などを除いて、みなさんは必ず国民健康保険に加入しなければなりません。

国保に加入する人

- ・子どもが生まれたとき
- ・職場の健康保険をやめたとき
- ・健康保険の扶養家族からはずれたとき
- ・他市町村で国保に加入していた人が転入したとき

手続きに必要なもの

- ・印鑑、社会保険離脱証明書、転出証明書など
- ※届け出が遅れても、加入日までさかのぼって国保税を納めていただきます。

国保を喪失(脱退)する人

- ・職場の健康保険に加入したとき
- ・職場の健康保険加入者の被扶養者になったとき
- ・他市町村に転出したとき
- ・死亡したとき

手続きに必要なもの

- ・印鑑、保険証(国保、健康保険の両方)など
- ※届け出をしないと、国保と健康保険の両方の保険料(税)を納め続けることとなりますのでご注意ください。

その他の届け出

- ・65歳未満で、会社や役所などを退職し、厚生年金や共済年金(国民年金以外の公的年金)などの受給権があり、加入期間が通算20年以上または40歳以降に10年以上ある人は、退職者保険者となりますので、年金証書が届いている人は持参してください。
- ・進学のために、国保に加入したまま町外へ住所を移す場合は、在学証明書が必要です。

問い合わせ先 健康課 国保係(内線321、322)

がん検診無料クーポン事業について

平成21年度から国のがん対策の一環として「無料クーポン券事業」が始まりました。これを受け、下仁田町はがん検診をより多くの方に受けていただくために、特定年齢の方に、がん検診を無料で受けることができる「クーポン券」と「検診手帳」をお送りしています。対象者は下記の方になります。5月下旬までに対象者にはクーポン券を郵送いたします。

この機会に、がん検診を受診して、がんの早期発見とご自身の健康管理にお役立てください。

◎平成25年4月1日現在で下記の年齢の方(平成25年度奇数年齢になる方)で、4月20日に住民登録のある方

- ・大腸がん検診無料クーポン対象者 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方
- ・乳がん検診無料クーポン対象者 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の女性の方
- ・子宮がん検診無料クーポン対象者 20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の女性の方

注意事項

- ・下仁田町外に転出している場合、下仁田町の無料クーポン券は使用できません。ご希望の方は転入先の市区町村のがん検診担当課にご相談ください。
- ・クーポン券は町の検診を受診する場合のみ使用することができます。人間ドック、職場検診、自費受診で受ける(受けた)場合は対象外です。

問い合わせ先 健康課 保健環境係(保健センター内) ☎82-5490

休日診療所が移転します

富岡市甘楽郡医師会では、住民の皆さんが安心して休日に緊急な医療が受けられるよう現在、七日市において富岡市甘楽郡医師会休日診療所を開設しております。

この度、利用者の利便性と医療の連携を図るため、4月1日から公立富岡総合病院隣接地に移転することになりました。

4月7日(日)からは、新休日診療所で診察が始まります。

- 【名称】 富岡市甘楽郡休日診療所
- 【移転先】 富岡市富岡2037番地1(下図のとおり)
- 【開設者】 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合
- 【管理運営】 富岡市甘楽郡医師会
- 【診療日】 日曜・祝祭日・年末年始
(12月30日～1月3日)
- 【診療時間】 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- 【診療科目】 内科及び外科



※休日診療所への進入は、富岡総合病院入口をご利用ください。国道からは、直接入れませんのでご注意ください。

問い合わせ先 富岡市甘楽郡医師会休日診療所 ☎64-1939
(平日は富岡市甘楽郡医師会事務局 ☎62-0542)

おたふくかぜ・水痘ワクチンの助成について

平成25年度よりおたふくかぜ・水痘(みずぼうそう)ワクチンの予防接種が受けられるようになりました。任意接種になりますので、ご希望の方は、保健センターで申請して頂き、病院に予約を取って頂く方法です。対象者は、以下の通りです。

◎対象者 下仁田町に住民登録があり、接種日において1歳以上5歳未満の児

今までにおたふくかぜや水痘(みずぼうそう)ワクチンの予防接種を受けていない方及び疾病に罹っていない方

◎費用 無料

保育園などの集団生活に入る前に接種することが望ましいとされていますので、未接種・未疾患の方は、受けることをお勧めいたします。

問い合わせ先 健康課 保健環境係(保健センター内) ☎82-5490

定期予防接種について

日本脳炎ワクチンの予防接種が平成25年4月1日政令改正により、接種時期がさらに緩和されました。

◎特例対象者の接種時期

- ・対象となる方 平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方
- ・接種できる期間 1期接種 生後6か月～20歳未満
2期接種 9歳～20歳未満

※これまで接種ができなかった、7歳6か月～9歳、13歳～20歳未満でも接種できるようになっています。なお、定期集団接種では、通常4歳になる年に初回接種、5歳になる年に追加接種、10歳になる年に2期接種を実施予定ですが、2期は差控えになっておりました。今年度より順次接種可能になりましたので、中学1年生～高校3年生に実施予定です。

この特例は、集団接種が諸事情等により受けられなかった方が対象です。母子手帳に記録してある接種回数
が足りない方は、個別接種ができますので、保健センターまでお問い合わせください。

また、ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がんワクチンが定期接種に加わります。該当者には、対象年齢になりましたら、通知を致します。

問い合わせ先 健康課 保健環境係(保健センター内) ☎82-5490

未熟児養育医療給付について

平成25年度から、県より未熟児養育医療給付が市町村に権限移譲されました。この給付は、入院治療を必要とする未熟児(1歳未満)に対し、医療費の自己負担分について助成する制度です。該当になるお子様をお持ちの保護者の方は、入院期間中に以下の手続きを行ってください。

申請方法

- ・養育医療給付申請書
- ・養育医療意見書(医療を受ける指定養育医療病院等の主治医に記入してもらいます)
- ・世帯調書
- ・被保険者証(写)

以上の書類を健康課保健環境係に提出してください。申請用紙は健康課保健環境係(保健センター内)にあります。

その他申請時に必要なもの

- ・母子健康手帳
- ・印鑑 詳しくは健康課保健環境係または医療を受ける指定養育医療病院におたずねください。

給付内容 所得に応じた自己負担額がありますが、自己負担額は福祉医療費で補助しますので、実際の自己負担はありません。

問い合わせ先 健康課 保健環境係(保健センター内) ☎82-5490

景観の届出が必要です

H24年1月1日景観条例の施行により、次に該当する場合には町への届出が必要となります。

「住宅等及び工作物(柵・塀・門)の新築、増改築、移転、撤去、外観の修繕、外観の模様替え、外観の色彩の変更」

詳しくは事務担当へ問い合わせてください。

まちの風景を次世代に引き継いでいくための制度です。皆様のご理解とご協力をお願いします。



▲昭和45年頃の上町商店街



▲現在の上町商店街

問い合わせ・届出先 産業振興課土木管理係 内線342